

規 則 集

関係する規則は下記のとおりです。

HP で閲覧できますので、確認してください。

規則集掲載 URL : <https://www.bb.tokushima-u.ac.jp/campus-life/syllabus/#s2>

徳島大学生物資源産業学部 HP →キャンパスライフ→履修の手引
ご自身の対象年度の「大学院履修の手引（規則集）」をご覧ください。



- 1 徳島大学大学院学則
- 2 徳島大学学位規則
- 3 徳島大学大学院創成科学研究科規則
- 4 徳島大学大学院創成科学研究科学位規則実施細則
- 5 徳島大学大学院創成科学研究科博士前期課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項
- 6 徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則
- 7 徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻履修細則
- 8 徳島大学生物資源産業学部及び大学院創成科学研究科生物資源学専攻における学修成果等の評価に対する異議申立てに関する申合せ
- 9 徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻学位論文審査基準
- 10 修士論文審査委員に関する申合せ
- 11 徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する申合せ
- 12 徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻における長期にわたる教育課程の履修に関する申合せ
- 13 自然災害等による授業への休講措置等に関する申合せ
- 14 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ
- 15 徳島大学生物資源産業学部学友会会則

第1章 目的

(目的)

第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、研究科の規則で定め、公表するものとする。

第2章 組織

(課程)

第2条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第4条の2第2項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科)

第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
創成科学研究科	地域創成専攻	博士前期課程
	臨床心理学専攻	博士前期課程
	理工学専攻	博士前期課程
	生物資源学専攻	博士前期課程
	創成科学専攻	博士後期課程
医学研究科	医科学専攻	修士課程
	医学専攻	博士課程
口腔科学研究科	口腔保健学専攻	博士（前期・後期）課程
	口腔科学専攻	博士課程

薬学研究科	創薬科学専攻	博士（後期）課程
	薬学専攻	博士課程
医科栄養学研究科	医科栄養学専攻	博士（前期・後期）課程
保健科学研究科	保健学専攻	博士（前期・後期）課程

3 研究科に置く講座については、別に定める。

第3章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等

(標準修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条の2 博士課程（医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第5条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(収容定員等)

第6条 研究科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	16	32			32
	臨床心理学専攻	12	24			24
	理工学専攻	328	656			656
	生物資源学専攻	39	78			78
	創成科学専攻			47	141	141
	計	395	790	47	141	931
医学研究科	医科学専攻	10	20			20
	医学専攻			51	204	204
	計	10	20	51	204	224
口腔科学研究科	口腔保健学専攻	5	10	2	6	16
	口腔科学専攻			18	72	72

	計	5	10	20	78	88
薬学研究科	創薬科学専攻			10	30	30
	薬学専攻			4	16	16
	計			14	46	46
医科栄養学研 究科	医科栄養学専攻	22	44	9	27	71
保健科学研究 科	保健学専攻	27	54	5	15	69
合計		459	918	146	511	1,429

備考

- 1 創成科学研究科理工学専攻のうち先端融合情報学プログラムの入学定員及び収容定員は、創成科学研究科長が別に定める。

第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の2 大学院は、修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条の2 研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 2 研究科に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(履修方法等)

第8条 研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科の規則の定めるところによる。

(一の授業科目について2以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島

大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

(1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程（医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程を含む。）の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。

(2) 博士後期課程（医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程を含む。）の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を超えることができない。

5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。

6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。

8 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目

を我が国において履修する場合について準用する。

(休学中の外国の大学院における学修)

第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、前条の規定にかかわらず、学生が休学期間中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項(同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定等)

第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学等の場合を除き、15単位を超えないものとし、第9条第2項(同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 大学院に入学する前に修得した単位(第18条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程(博士後期課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

4 前項の規定は、修士課程を修了した者の第12条第1項及び第2項に規定する博士課程における在学期間(同条第1項及び第2項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

5 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規

定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該各研究科又は創成科学研究科各専攻の教授会（以下「研究科等教授会」という。）の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

（外国の大学との国際共同学位プログラム等）

第9条の5 外国の大学との国際共同学位プログラム等を開設する場合の修業年限、単位数及び履修方法その他必要な事項は、別に定める。

（単位の認定）

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状

（修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士前期課程の取扱い）

第11条の2 第4条の2第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

（博士課程及び博士後期課程の修了要件）

第12条 修士課程及び博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博

士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（論文の審査）

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

（最終試験）

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

2 前項に定めるもののほか、最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

（課程修了による学位の授与）

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（論文提出による学位の授与）

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者に

ついて博士の学位を授与することができる。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
創成科学研究科	理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科
保健科学研究科	保健学専攻	養護教諭専修免許状	

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転研究科、転専攻及び留学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後

に修了した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学の定める単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

3 医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）

(3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科

学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者

(8) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本学の定める単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第19条 大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学者選考）

第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、研究科等教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第21条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学許可）

第22条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

（休学）

第23条 疾病その他の理由により、2月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学が不適当と認められた者には、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3

年、医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程にあつては4年を超えることができない。

5 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第25条 学長は、大学院を退学した者又は除籍となった者で再入学を願い出たときは、これを許可することがある。

2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から大学院の同種の研究科に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することがある。

3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転研究科)

第26条の2 学生が、所属の研究科以外の研究科に転研究科を願い出たときは、学長は、当該研究科等教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転研究科に関する事項については、研究科の規則で定める。

(転専攻)

第26条の3 学生が、所属の研究科内の専攻と異なる当該研究科の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科等教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、研究科の規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、研究科の規則で定める。

(国際連合大学における授業科目の履修等)

第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。

2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあつては5月、後期にあつては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第30条の4 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 授業料の納付期限の属する月の初日までに休学を開始する場合で、休学が当該納付期限の属する月の前月末までに許可されたときは、月割計算により休学した月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

（授業料の徴収猶予）

第30条の6 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

（細則）

第30条の7 第30条及び第30条の3から前条までの規定によるもののほか、入学料及び授業料の返還、免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

（教員組織）

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

第9章 運営組織

（教授会）

第32条 大学院の管理運営のため、各研究部並びに各研究科及び創成科学研究科各専攻に教授会を置く。

2 前項の教授会については、別に定める。

（研究部長及び研究科長）

第32条の2 各研究部に研究部長を、各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科等教授会の構成員である教授をもって充てる。

第10章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科等教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科等教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科等教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない場合に限り、当該研究科等教授会(教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等)において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、大学院の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、当該研究科等教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

附 則

この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年4月16日規則第521号改正)

この規則は、昭和51年4月16日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年3月18日規則第549号改正)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月22日規則第553号改正）

- 1 この規則は、昭和52年4月22日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年度の入学に係る聴講生の検定料の額及び昭和52年度に入学を許可する聴講生の入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年1月20日規則第571号改正）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第590号改正）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年3月31日以後引続き在学している聴講生（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和53年4月1日以後のものを除く。）の授業料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、在学期間が満了するまでの間は、従前の額とする。

附 則（昭和53年5月12日規則第594号改正）

この規則は、昭和53年5月12日から施行する。

附 則（昭和54年2月16日規則第602号改正）

- 1 この規則は、昭和54年2月16日から施行する。
- 2 この規則施行の際に現に医学研究科に在学する者の修業年限、他の大学の大学院における授業科目の履修及び博士課程の修了要件については、改正後の第4条第4項、第9条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年4月1日規則第611号改正）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度中に入学する聴講生の検定料の額は、第34条の2第1項の改正規定にかかわらず、改正前の規定を適用する。

附 則（昭和55年4月18日規則第654号改正）

この規則は、昭和55年4月18日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日規則第688号改正）

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度の入学に係る聴講生の検定料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年4月1日規則第717号改正）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第744号改正）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度の入学に係る聴講生の検定料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

		課程			課程		
		総定員	総定員		総定員	総定員	
薬学研 究科	薬品科学専 攻	26	6	32	52	12	64
合計		202	323	525	228	329	557

附 則（昭和62年9月18日規則第893号改正）

- この規則は、昭和62年9月18日から施行する。
- 昭和62年度内の入学に係る聴講生の検定料及び入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月17日規則第925号改正）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月20日規則第979号改正）

この規則は、平成2年4月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月22日規則第988号改正）

この規則は、平成2年6月22日から施行する。

附 則（平成2年12月21日規則第997号改正）

この規則は、平成2年12月21日から施行する。

附 則（平成3年3月15日規則第1002号改正）

- この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 工学研究科修士課程の土木工学専攻、建設工学専攻、機械工学専攻、精密機械工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する専攻に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成3年度及び平成4年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成3年度			平成4年度	
		博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	16		16		32

機械工学専攻	16		16		32
化学応用工学専攻	16		16		32
電気電子工学専攻	16		16		32
知能情報工学専攻	10		10		20
物質工学専攻		6	6	12	12
生産開発工学専攻		5	5	10	10
システム工学専攻		6	6	12	12
計	74	17	91	34	182
合計	154	352	506	369	597

附 則（平成3年4月19日規則第1021号改正）

- この規則は、平成3年4月19日から施行する。ただし、第16条の2の表の改正規定については、平成3年度入学者から適用する。
- 平成3年3月31日に工学研究科に在学する者については、第16条の2の表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日規則第1032号改正）抄

- この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年4月1日規則第1059号改正）

- この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成4年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成4年度		
		博士前期課程	博士課程又は博士 後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	32		32
	機械工学専攻	32		32
	化学応用工学専攻	32		32
	電気電子工学専攻	32		32

	知能情報工学専攻	20		20
	生物工学専攻	8		8
	物質工学専攻		12	12
	生産開発工学専攻		10	10
	システム工学専攻		12	12
	計	156	34	190
合計		236	369	605

附 則（平成6年2月18日規則第1119号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1133号改正）

- この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる人間・自然環境研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成6年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成6年度	
		修士課程又は博士前期課程	合計収容定員
		収容定員	
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	10	10
	自然環境専攻	15	15
	計	25	25
合計		269	655

附 則（平成6年9月16日規則第1158号改正）

この規則は、平成6年9月16日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則（平成7年3月17日規則第1181号改正）

- この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成7年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成7年度		
		博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	37		37
	機械工学専攻	43		43

化学応用工学専攻	34		34
電気電子工学専攻	43		43
知能情報工学専攻	23		23
生物工学専攻	17		17
物質工学専攻		18	18
生産開発工学専攻		15	15
システム工学専攻		18	18
計	197	51	248
合計	327	386	713

附 則（平成7年7月21日規則第1202号改正）

この規則は、平成7年7月21日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成8年2月16日規則第1206号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1211号改正）

- この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる薬学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成8年度から平成11年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成8年度			平成9年度			平成10年度		平成11年度		
		修士 課程 又は 博士 前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計 収容 定員	博士課程又 は博士後期 課程	合計 収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員		
											収容 定員	入学 定員
薬学 研究 科	薬品科学専 攻	46	6	18	64	6	18	58	15	55	12	52
	医療薬学専 攻	18	0	0	18	0	0	36	8	44	16	52
	計	64	6	18	82	26	18	94	23	99	28	104
合計		37	10	38	75	10	38	77	391	775	396	780
		2	4	6	8	4	6	0				

附 則（平成9年4月1日規則第1255号改正）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成9年度から平成12年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成9年度			平成10年度			平成11年度		平成12年度		
		修士 課程 又は 博士 前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程		合計 収容 定員	博士課程又 は博士後期 課程		博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程		
			入学 定員	収容 定員		入学 定員	収容 定員			収容定 員	収容定 員	
工学 研究 科	建設工学専攻	40			40			38		38		38
	機械工学専攻	52			52			50		50		50
	化学応用工学専攻	36			36			36		36		36
	電気電子工学専攻	54			54			54		54		54
	知能情報工学専攻	26			26			26		26		26
	生物工学専攻	18			18			18		18		18
	物質工学専攻		6	18	18	6	18	18	17	17	16	16
	生産開発工学専攻		5	15	15	5	15	15	14	14	13	13
	システム工学専攻		6	18	18	6	18	18	18	18	18	18
エコシステム工学専攻	30	0	0	30	0	0	60	13	73	26	86	

	計	25 6	17	51	30 7	17	51	33 3	62	344	73	355
合計		41 0	10 4	38 6	79 6	10 9	39 1	82 7	407	843	423	859

附 則（平成10年3月13日規則第1313号改正）

- この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成10年度			平成11年度		平成12年度			
		修士課程又は 博士前期課程 収容定員	博士課程又は博士 後期課程 入学定員 収容定員		合計収容 定員	博士課程又は博 士後期課程 入学定員 収容定員		合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程 収容定 員	
			入学定員	収容定員		入学定 員	収容定 員			
工学 研究 科	建設工学専攻	38			38			38		38
	機械工学専攻	50			50			50		50
	化学応用工学専攻	36			36			36		36
	電気電子工学専攻	54			54			54		54
	知能情報工学専攻	26			26			26		26
	生物工学専攻	18			18			18		18
	光応用工学専攻	15			15			30		30
	物質工学専攻		6	18	18	5	17	17	16	16
	生産開発工学専攻		5	15	15	4	14	14	13	13

	システム工 学専攻		6	18	18	6	18	18	18	18
	エコシステ ム工学専攻	60	0	0	60	13	13	73	26	86
	計	297	17	51	348	28	62	374	73	385
合計		451	109	391	842	120	407	873	423	889

附 則（平成11年3月17日規則第1395号改正）

- この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成11年度及び平成12年度は、次のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成11年度			平成12年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
工学研 究科	建設工学専 攻	49		49	60		60
	機械工学専 攻	64		64	78		78
	化学応用工 学専攻	45		45	54		54
	電気電子工 学専攻	69		69	84		84
	知能情報工 学専攻	40		40	54		54
	生物工学専 攻	30		30	42		42
	光応用工学 専攻	30		30	30		30
	物質工学専 攻		17	17		16	16
生産開発工 学専攻		14	14		13	13	

	システム工 学専攻		18	18		18	18
	エコシステ ム工学専攻	60	13	73	60	26	86
	計	387	62	449	462	73	535
合計		541	407	948	616	423	1,039

附 則（平成11年7月23日規則第1437号改正）

この規則は、平成11年7月23日から施行する。

附 則（平成11年9月24日規則第1443号改正）

この規則は、平成11年9月24日から施行し、平成11年8月31日から適用する。

附 則（平成12年3月17日規則第1468号改正）

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 工学研究科博士後期課程の物質工学専攻、生産開発工学専攻及びシステム工学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度は、次のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成12年度			平成13年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
工学研 究科	建設工学専 攻	60		60	60		60
	機械工学専 攻	78		78	78		78
	化学応用工 学専攻	54		54	54		54
	電気電子工 学専攻	84		84	84		84
	知能情報工 学専攻	54		54	54		54
	生物工学専	42		42	42		42

攻						
光応用工学 専攻	30		30	30		30
物質材料工 学専攻		6	6		12	12
マクロ制御 工学専攻		6	6		12	12
機能システ ム工学専攻		6	6		12	12
情報システ ム工学専攻		6	6		12	12
エコシステ ム工学専攻	60	26	86	60	39	99
計	462	50	512	462	87	549
合計	616	400	1,016	616	437	1,053

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月20日規則第1636号改正）

この規則は、平成13年4月20日から施行する。

附 則（平成13年6月22日規則第1652号改正）

この規則は、平成13年6月22日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第1707号改正）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる医学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		収容定員		収容定員		収容定員	
医学研究 科	医学専攻	46	46	92	92	138	138
	プロテオミ クス医科学	18	18	36	36	54	54

	専攻						
	計	64	64	128	128	192	192
合計		301	917	365	981	429	1,045

附 則（平成15年1月24日規則第1744号改正）

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1760号改正）

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる人間・自然環境研究科、医学研究科及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成15年度及び平成16年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度			平成16年度	
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	20		20		
	自然環境専攻	30		30		
	臨床心理学専攻	9		9		
	計	59		59		
医学研究科	医科学専攻	20		20		
	医学専攻		92	92	138	138
	プロテオミクス 医科学専攻		36	36	54	54
	計	20	128	148	192	192
合計		645	365	1,010	429	1,103

附 則（平成15年10月17日規則第1814号改正）

この規則は、平成15年10月17日から施行し、この規則による改正後の徳島大学大学院学則の規定は、平成15年9月19日から適用する。

附 則（平成16年2月20日規則第1827号改正）

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科及び薬学研究科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の表に掲げる医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学

教育部及び合計の項の収容定員欄は、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	平成16年度			平成17年度		平成18年度	
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収容 定員
		収容定員	収容定員		収容定員		収容定員	
医科学教育部	医科学専攻	20		20		40		40
	医学専攻		46	46	92	92	138	138
	プロテオミクス医科学専攻		18	18	36	36	54	54
	計	20	64	84	128	168	192	232
口腔科学教育部	口腔科学専攻		26	26	52	52	78	78
薬科学教育部	創薬科学専攻	31	12	43	24	86	36	98
	医療生命科学専攻	32	10	42	20	84	30	94
	計	63	22	85	44	170	66	192
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	22	12	34	24	68	36	80
合計		635	235	870	359	1,099	483	1,223

附 則（平成16年3月19日規則第1833号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第127号改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月25日規則第14号改正）

この規則は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月16日規則第34号改正）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日規則第43号改正）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第63号改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第6条の表にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する工学研究科の学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成18年度及び平成19年度は、次のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	平成18年度			平成19年度		
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
保健科学教育部	保健学専攻	14		14	28		28
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	94	11	105	188	22	210
	環境創生工学専攻	86	18	104	172	36	208
	システム創生工学専攻	148	24	172	296	48	344
	計	328	53	381	656	106	762
合計		620	425	1,045	962	568	1,530

附 則（平成19年2月16日規則第41号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第62号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第49号改正）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度は、次のとおりとする。

研究科名・教育部 名	専攻名	平成20年度		平成21年度	
		博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員
		収容定員		収容定員	
保健科学教育部	保健学専攻	5	33	10	38
合計		626	1588	631	1593

附 則（平成20年3月21日規則第62号改正）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成19年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る第16条の2の表人間・自然環境研究科の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月24日規則第65号改正）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の人間・自然環境研究科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の表に掲げる総合科学教育部及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成21年度			平成22年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
総合科学教 育部	地域科学専 攻	35	4	39	70	8	78
	臨床心理学 専攻	12		12	24		24
	計	47	4	51	94	8	102
計		941	640	1,581	988	644	1,632

- 平成20年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第29号改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医科学教育部プロテオミクス医科学専攻並びに薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第6条の表に掲げる医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成22年度			平成23年度		平成24年度	
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員
		収容定員	収容定員					
医科学教育部	医科学専攻	30		30		20		20
	医学専攻		189	189	194	194	199	199
	計	30	189	219	194	214	199	219
口腔科学教育部	口腔科学専攻		96	96	88	88	80	80
薬科学教育部	創薬科学専攻	35		35		70		70
	創薬科学専攻		36	36	36	36	36	36
	医療生命薬学専攻		30	30	30	30	30	30
	計	35	66	101	66	136	66	136
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	44	33	77	30	74	27	71
保健科学教育部	保健学専攻	33	15	48	15	53	15	53
合計		892	566	1,458	564	1,486	558	1,480

附 則（平成23年1月18日規則第54号改正）

この規則は、平成23年1月18日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 第6条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成23年度			平成24年度	
		修士課程又は博士前期課程 収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	5		5		10
	口腔科学専攻		88	88	80	80
	計	5	88	93	80	90
合計		927	564	1,491	558	1,490

附 則（平成24年3月21日規則第42号改正）

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士後期課程並びに先端技術科学教育部環境創生工学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第6条の表に掲げる薬科学教育部、保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成24年度			平成25年度		平成26年度	
		修士課程又は博士前期課程 収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員
薬科学教育部	創薬科学専攻	70	10	80	20	90	30	100
	薬学専攻		4	4	8	8	12	12
	計	70	14	84	28	98	42	112

保健科学教育部	保健学専攻	46	15	61	15	69	15	69
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	197	36	233	39	245	42	248
	物質生命システム工学専攻	73	9	82	18	164	27	173
	システム創生工学専攻	300	68	368	64	368	60	364
	計	570	113	683	121	777	129	785
	合計	854	460	1,314	479	1,427	501	1,449

4 平成23年度以前に先端技術科学教育部に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第56号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規則第39号改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第6条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成27年度		平成28年度	
		博士課程又は 博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は 博士後期課程 収容定員	合計収容定員
		口腔科学教育部	口腔保健学専攻	2	12
	口腔科学専攻	72	72	72	72
	計	74	84	76	86
合計		507	1,455	509	1,457

附 則（平成28年5月30日規則第3号改正）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日規則第43号改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第13号改正）

この規則は、平成30年9月20日から施行する。

附 則（令和2年2月13日規則第37号改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の総合科学教育部各専攻及び先端技術科学教育部各専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この規則による改正前の第16条の2の表に掲げる先端技術科学教育部の項は、改正後の同表の規定にかかわらず、令和2年3月31日に先端技術科学教育部各専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に当該専攻に在学する学生については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は次のとおりとする。

研究科等名	専攻名	令和2年度	
		修士課程又は博士前期課程	合計収容定員
		収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	16	16
	臨床心理学専攻	12	12
	理工学専攻	308	308
	生物資源学専攻	39	39
	計	375	375
合計		573	1,084

附 則（令和2年9月16日規則第22号改正）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日規則第47号改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日規則第77号改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に創成科学研究科に入学した者については、改正後の第16条の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月16日規則第37号改正）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の総合科学教育部地域科学専攻及び先端技術科学教育部各専攻の博士後期課程は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

- 4 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科創成科学専攻及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和4年度		令和5年度	
		博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員		収容定員	
創成科学研究科	創成科学専攻	47	47	94	94
	計	47	797	94	844
合計		417	1,365	464	1,412

- 5 この規則による改正前の第3条の規定による医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部及び保健科学教育部は、それぞれ改正後の医学研究科、口腔科学研究科、薬学研究科、医科栄養学研究科及び保健科学研究科となる。

- 6 令和4年3月31日に創成科学研究科に在籍する者の教育課程、修了及び学位については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月14日規則第63号改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月28日規則第54号改正）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の薬学研究科創薬科学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和8年3月17日規則第67号改正）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和8年度は次のとおりとする。

研究科等名	専攻名	令和8年度	
		修士課程又は博士前期課程	合計収容定員
		収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	32	32
	臨床心理学専攻	24	24
	理工学専攻	636	636
	生物資源学専攻	78	78

計	770	911
合計	898	1,409

○徳島大学学位規則

昭和50年6月20日

規則第496号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部等名	専攻分野の名称
学士	総合科学部	総合科学
	医学部 医学科	医学
	医学部 医科栄養学科	栄養学
	医学部 保健学科	看護学
		保健学
	歯学部 歯学科	歯学
	歯学部 口腔保健学科	口腔保健学
	薬学部 薬学科	薬学
	理工学部	理工学
生物資源産業学部	生物資源産業学	
修士	創成科学研究科（博士前期課程）	学術
		臨床心理学
		理学

		工学
		生物資源学
	医学研究科（修士課程）	医科学
	口腔科学研究科（博士前期課程）	口腔保健学
	医科栄養学研究科（博士前期課程）	栄養学
	保健科学研究科（博士前期課程）	保健学
		看護学
博士	創成科学研究科（博士課程）	学術
		工学
		農学
	医学研究科（博士課程）	医学
	口腔科学研究科（博士課程）	口腔保健学
		歯学
		学術
	薬学研究科（博士課程）	薬科学
		薬学
	医科栄養学研究科（博士課程）	栄養学
保健科学研究科（博士課程）	保健学	

（学位論文の提出）

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を申請するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程において標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから3年以内で各研究科が定める期間に博士の学位を申請する場合には、学位論文審査手数料を免除する。

3 前2項に定めるもののほか、各研究科又は創成科学研究科各専攻の教授会（以下「研究科等教授会」という。）が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

（学位論文の受理及び審査の付託）

第7条 学位論文の受理は、研究科等教授会の議を経て、学長が決定する。

2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

3 学長は、研究科長と協議のうえ、論文を審査する研究科等教授会を指定し、その審査を付託する。

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、研究科等教授会が行う。

2 研究科等教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により研究科等教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認に関する事項を付託する。

3 研究科等教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の研究科担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、第3条の規定により学位の授与を申請した者については、学位論文の審査の要旨及び最終試験の結果を、第4条の規定により学位の授与を申請した者については、学位論文の審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果を記録し、文書により研究科等教授会に報告するものとする。

(学位論文の審査、最終試験及び学力の確認)

第9条 審査委員は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行うものとする。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

3 学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は口頭若しくは筆答又は両方により、専攻学術及び外国語に関し本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行うものとする。

4 第6条第2項ただし書きの規定により学位の授与を申請する者は、退学後3年以内で各研究科が定める期間に限り、学力の確認を行わないことができる。

(学位論文の審査等の期限)

第10条 博士論文の審査、最終試験及び学力の確認は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 研究科等教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定により学位の授与を申請した者については、課程修了の可否、第4条の規定により学位の授与を申請した者については、その論文の審査、最終試験及び学力の確認の可否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書によ

り学長に報告するものとする。

- 2 研究科長は、研究科等教授会が前条の議決をしたときは、第3条の規定により学位の授与を申請した者については、学位論文の審査の結果の要旨、最終試験の結果及び議決の結果を、第4条の規定により学位の授与を申請した者については、学位論文の審査の結果の要旨、最終試験及び学力の確認の結果並びに議決の結果を文書により学長に報告するものとする。

(卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

- 3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

- 2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて、閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位(学士の学位を除く。)を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該研究科等教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究科長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 徳島大学学位規則施行細則(昭和33年徳島大学訓令第7号)は、廃止する。
- 3 第4条の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与は、第3条の規定による博士課程修了者に同種類の学位を授与した後に行うものとする。

附 則(昭和58年4月1日規則第745号改正)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月27日規則第780号改正)

この規則は、昭和59年4月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年4月1日規則第862号改正)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月15日規則第1003号改正)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日に大学院工学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第5条第4項及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年9月20日規則第1033号改正)

この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成4年2月21日規則第1048号改正)

この規則は、平成4年2月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年9月18日規則第1080号改正)

この規則は、平成5年3月19日から施行する。

附 則(平成6年4月1日規則第1134号改正)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年2月16日規則第1207号改正)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第1212号改正)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月21日規則第1658号改正）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1761号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月20日規則第1782号改正）

この規則は、平成15年6月20日から施行する。

附 則（平成15年10月17日規則第1815号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月20日規則第1828号改正）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科及び薬学研究科に係る旧規則第5条の規定は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、その効力を有するものとする。

附 則（平成18年3月17日規則第64号改正）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に薬学部及び工学研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成18年3月31日に医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科、薬学研究科及び工学研究科に在学する者については、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月16日規則第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第50号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日に保健科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月24日規則第66号改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に人間・自然環境研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第30号改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に薬科学教育部に在学する者については、改正後の第5条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第43号改正）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に薬科学教育部に在学する者については、改正後の第5条、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月21日規則第7号改正）

- 1 この規則は、平成25年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月18日規則第87号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に医学部栄養学科に在学する者については、改正後の第5条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日規則第40号改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に口腔科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月16日規則第41号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に工学部に在学する者並びに平成28年度及び平成29年度に工学部に編入学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月25日規則第40号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第13号改正）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第80号改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日に総合科学教育部及び先端技術科学教育部の博士前期課程に在学する者に

については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月19日規則第52号改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に薬学部創製薬科学科に在学する者については、改正後の第5条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月19日規則第31号改正）

この規則は、令和4年1月19日から施行する。

附 則（令和4年3月16日規則第39号改正）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に総合科学教育部及び先端技術科学教育部に在学する者については、改正後の第5条並びに別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和4年3月31日以前に大学院の博士課程に入学した者については、改正後の第6条第2項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月8日規則第14号改正）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、第6条第2項の規定により論文を提出した者については、改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和4年3月31日以前に大学院の博士課程に入学した者については、改正後の第9条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月14日規則第64号改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月28日規則第54号改正）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に薬学研究科博士前期課程に在学する者については、改正後の第5条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (学部卒業者の場合)

		注		
		○第		号
卒業証書・学位記				
大 学 印	氏 名			
	(和暦) 年 月 日生			
<p>本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する</p>				
<p>(和暦) 年 月 日</p>				
徳島大学○○学部長 氏 名		印		
徳 島 大 学 長 氏 名		印		

- 備考1 注は、学部名の頭文字を記入する。ただし、医学部医科栄養学科は「栄」、医学部保健学科は「保」、歯学部口腔保健学科は「口」とする。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第2 (修士課程又は博士前期課程修了者の場合)

注 ○修第	号
学 位 記	
氏 名	
(和暦) 年 月 日生	
<p>本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する</p>	
(和暦) 年 月 日	
徳 島 大 学 大学印	

- 備考1 「○○課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。
- 2 注は、専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学は「心」と記入する。
- 3 公印は、印影印刷とする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第3 (博士課程修了者の場合)

注 甲○第	号
学 位 記	
氏 名	
(和暦) 年 月 日生	
<p>本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する</p>	
(和暦) 年 月 日	
徳 島 大 学 大学印	

備考1 注は、研究科名の頭文字を記入する。ただし、創成科学研究科創成科学専攻にあつては専攻分野ごとに「学」、「工」又は「農」と、口腔科学研究科口腔保健学専攻にあつては「口保」と、薬学研究科創薬科学専攻にあつては「創」と、医科栄養学研究科医科栄養学専攻にあつては「栄」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第4（論文提出による場合）

注 乙〇第 号
学 位 記
氏 名 (和暦) 年 月 日生
本学にて学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する
(和暦) 年 月 日
徳 島 大 学 大学印

備考1 注は、審査を受けた研究科名の頭文字を記入する。ただし、創成科学研究科創成科学専攻にあつては専攻分野ごとに「学」、「工」又は「農」と、口腔科学研究科口腔保健学専攻にあつては「口保」と、薬学研究科創薬科学専攻にあつては「創」と、医科栄養学研究科医科栄養学専攻にあつては「栄」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

○徳島大学大学院創成科学研究科規則

令和2年2月13日

規則第39号制定

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学大学院創成科学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（昭和50年規則第495号。以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（昭和50年規則第496号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本研究科に関する事項は、本研究科教授会又は本研究科の各専攻に置く教授会（以下「教授会等」という。）が定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、中長期的な産業界・社会のニーズを踏まえ、グローバルかつ複合的な視点から、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

第2章 教育課程

(専攻、基盤コース、プログラム、学位プログラム及び教育方法)

第3条 本研究科に次の専攻、基盤コース、プログラム及び学位プログラムを置く。

(1) 博士前期課程

ア 地域創成専攻

イ 臨床心理学専攻

ウ 理工学専攻

(基盤コース)

数理科学コース

自然科学コース

社会基盤デザインコース

機械科学コース

応用化学システムコース

電気電子システムコース

知能情報システムコース

光システムコース

(プログラム)

先端融合情報学プログラム

エ 生物資源学専攻

(基盤コース)

応用生命科学コース

食料生物科学コース

生物生産科学コース

(2) 博士後期課程

創成科学専攻

(学位プログラム)

社会基盤システムプログラム

化学生命工学系プログラム

機械科学系プログラム

電気電子物理科学系プログラム

知能情報・数理科学系プログラム

生物資源学系プログラム

光科学系プログラム

2 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第4条 本研究科において、教授会等が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 本研究科博士前期課程においては、前項の別表のうち、分野又は専攻横断型の授業科目で構成する教育クラスターを置く。教育クラスター科目については、本研究科長が別に定める。

(授業科目の履修方法)

第6条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
地域創成専攻	1 6 単位	1 6 単位以上	3 2 単位以上
臨床心理学専攻	2 8 単位	1 6 単位以上	4 4 単位以上
理工学専攻	1 4 単位	1 8 単位以上	3 2 単位以上
生物資源学専攻	1 6 単位	1 6 単位以上	3 2 単位以上

(2) 博士後期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
創成科学専攻	10単位	1単位以上	11単位以上

- 2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める指導教員（直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。）の指導を受けなければならない。
 - 3 本研究科において教育上有益と認めたときは、他研究科又は学部との協議に基づき、当該研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。
 - 4 前項の授業科目を履修しようとするときは、学生は、本研究科長の許可を得なければならない。
 - 5 第3項の規定により履修した授業科目の単位は、本研究科において認めたときは、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。
 - 6 本研究科において教育上有益と認めたときは、指導教員の指導により自由科目として授業科目を履修することができる。ただし、自由科目の単位は第1項各号に規定する単位に含めることはできない。
 - 7 この条に定めるもののほか授業科目の履修に関し必要な事項は、本研究科長が別に定める。
- 第6条の2 学則第11条ただし書及び学則第12条第2項の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導)

第7条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

- 2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第8条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績評価等)

第9条 博士前期課程における各授業科目の成績は、100点をもって満点とし、S(90点以上)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びD(59点以下)の成績表示をもってあらわし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

- 2 博士後期課程における各授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの成績表示をもってあらわし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

- 3 前2項のS、A、B、C及びDの評価基準は、次の表のとおりとする。

成績表示	評価基準
S	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	科目の到達目標を十分に達成している。

B	科目の到達目標を達成している。
C	科目の到達目標を最低限達成している。
D	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

4 前3項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位等により判定する授業科目の成績は、認の成績表示をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

5 前各項の規定にかかわらず、早期履修により修得した単位に係る成績評価の取り扱いについて必要な事項は、本研究科長が別に定める。

(追試験及び再試験)

第10条 疾病その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則としてその学年末までに再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第11条 他の大学院又は外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から本研究科に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度教授会等が定める。

(転研究科等)

第12条 学則第26条の2の規定に基づき、転研究科等を願い出た者がいるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転研究科等を許可する時期は、教授会等が定める。

3 転研究科等を許可した学生を在籍させる年次は、教授会等が定める。

4 転研究科等を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会等が定める。

(転専攻)

第13条 学則第26条の3の規定に基づき、転専攻を願い出た者がいるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転専攻を許可する時期は、教授会等が定める。

3 転専攻を許可した学生を在籍させる年次は、教授会等が定める。

4 転専攻を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会等が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する学生は、所定の願書を、本研究科長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第15条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教授会等が行う。

(履修等報告書)

第16条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内）に本研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(派遣学生の実施に関する細目)

第17条 前3条に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、本研究科長が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教授会等が行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第85号改正）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に本研究科に入学した者の課程、修了及び学位については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和3年度以前に本研究科に入学した者については、この規則による改正後の第6条、第9条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月27日規則第51号改正）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に本研究科に入学した者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月29日規則第53号改正）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に本研究科に入学した者については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月28日規則第55号改正）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に本研究科に入学した者については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月26日規則第48号改正）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 令和7年度以前に本研究科に入学した者については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

(1) 博士前期課程

地域創成専攻

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数		
			必修	選択	自由
研究科	研究科基盤教育科目	データサイエンス	2		
共通科目	グローバル教育科目群	国際協力論		1	
		グローバル社会文化論		1	
		グローバルコミュニケーションA		1	
		グローバルコミュニケーションB		1	
		グローバルコミュニケーションC		1	
	イノベーション教育科目群	科学技術論A		1	
		科学技術論B		1	
		科学技術論C		1	
		科学技術論D		1	
		科学技術論E		1	
ビジネスモデル特論			1		
地域企業エクスターンシップ 実践型地域インターンシップ			1		
専攻基盤科目	地域創成論		1		
	地域創成プロジェクト研究		3		
	アカデミック・ライティング		1		
専攻専門科目	地域系科目	地域計画学特論		2	
		地域社会特論		2	
		公共政策特論		2	
		法律学特論		2	
		経済学特論		2	
		地域構造特論		2	

	空間情報科学特論	2		
	地域文化特論	2		
	地域言語特論	2		
	日本歴史文化特論	2		
	アート表現特論	2		
	映像デザイン特論	2		
	空間デザイン特論	2		
	健康社会特論	2		
	応用生理学特論	2		
	福祉社会特論	2		
	行動科学	2		
	健康心理学特論	2		
	健康教育学特論	2		
	運動栄養学特論	2		
	地域産業創生特論	2		
	芸術工学デザイン特論	2		
	マーケティング特論	2		
グローバル系科目	グローバル社会特論	2		
	グローバル文化特論	2		
	応用倫理学特論	2		
	言語コミュニケーション特論	2		
	英語圏文化特論	2		
	ヨーロッパ文化特論	2		
	アジア文化特論	2		
	日本語文化特論	2		
	日本文化特論	2		
学位論文指導科目	地域創成特別演習	8		
	領域横断セミナー	1		

臨床心理学専攻

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数		
			必修	選択	自由
研究科	研究科基盤教育科目	データサイエンス	2		

共通科目	グローバル教育科目群	国際協力論	1	
		グローバル社会文化論	1	
		グローバルコミュニケーションA	1	
		グローバルコミュニケーションB	1	
		グローバルコミュニケーションC	1	
	イノベーション教育科目群	科学技術論A	1	
		科学技術論B	1	
		科学技術論C	1	
		科学技術論D	1	
		科学技術論E	1	
		ビジネスモデル特論	1	
		地域企業エクスターンシップ	1	
		実践型地域インターンシップ	1	
	専攻専門科目	必修科目	臨床心理学特論A ※	2
臨床心理学特論B ※			2	
臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践） ※			2	
臨床心理面接特論B ※			2	
臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践） ※			2	
臨床心理査定演習B ※			2	
臨床心理基礎実習A ※			1	
臨床心理基礎実習B ※			1	
臨床心理実習A（心理実践実習Ⅱ） ※			1	
臨床心理実習B ※			1	
選択科目		認知心理学特論	2	
		心理学研究法特論（認知心理学） ※	2	
		生涯発達心理学特論 ※	2	
		社会心理学特論 ※	2	
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開） ※	2		
	障害臨床心理学特論（福祉分野に関	2		

		する理論と支援の展開) ※			
		心理療法特論 ※		2	
		臨床心理的地域援助特論 ※		2	
	自由科目	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)			2
		犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) ※			2
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開			2
		家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)			2
		心の健康教育に関する理論と実践			2
		心理実践実習Ⅰ ※			1
		心理実践実習Ⅲ ※			2
		心理実践実習Ⅳ ※			2
		心理実践実習Ⅴ ※			2
		心理実践実習Ⅵ ※			2
	学位論文指導科目	臨床心理学特別演習	8		
		臨床心理分野横断セミナー	2		

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、専門科目のみの授業科目を示す。

理工学専攻

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数		
			必修	選択	自由
研究科	研究科基盤教育科目	データサイエンス	2		
共通科目	グローバル教育科目群	国際協力論		1	
		グローバル社会文化論		1	
		グローバルコミュニケーションA		1	
		グローバルコミュニケーションB		1	
		グローバルコミュニケーションC		1	
		世界に学ぶ最先端のAI/DS技術		1	
		イノベーション教育科目群	科学技術論A		1

		科学技術論B	1	
		科学技術論C	1	
		科学技術論D	1	
		科学技術論E	1	
		ビジネスモデル特論	1	
		地域企業エクスターンシップ	1	
		実践型地域インターンシップ	1	
		科学技術論 (AI/DS)	1	
理工学 専攻共 通科目		インターンシップ (M)	2	
所属基 盤コー ス・プ ログラ ム専門 科目	数理科学コース、先端融合情報学プログラム数理科学領域	離散数学特論	2	
		力学系数理特論	2	
		代数幾何学特論	2	
		情報数理特論	2	
		代数構造特論	2	
		現象数理解析特論	2	
		数理大域解析特論	2	
		非線形現象解析特論	2	
		確率計画法特論	2	
		函数方程式特論	2	
		微分幾何学特論	2	
	自然科学コース、先端融合情報学プログラム自然科学領域	量子科学基礎理論	2	
		宇宙素粒子科学特論	2	
		宇宙線計測学特論	2	
		量子物性物理学	2	
		強相関物質科学	2	
		固体イオニクス	2	
		磁気共鳴科学	2	
		物性計測学	2	
		極限環境物性学	2	
		環境物理化学特論	2	
		グリーンケミストリー特論	2	

	有機機能性物質化学特論	2	
	環境無機化学特論	2	
	有機合成化学特論	2	
	物質化学特論	2	
	有機金属化学特論	2	
	構造生物化学特論	2	
	発生情報科学特論	2	
	生命情報科学特論	2	
	構造地質学特論	2	
	環境・防災地質学特論	2	
	岩石・鉱物学特論	2	
	堆積学特論	2	
	適応形質進化学特論	2	
社会基盤デザインコース、先端融合情報学プログラム社会基盤デザイン領域	鋼構造学特論	2	
	耐震工学特論	2	
	耐風工学特論	2	
	斜面減災工学特論	2	
	津波解析特論	2	
	地盤力学特論	2	
	応用水理学特論	2	
	鉄筋コンクリート工学特論	4	
	リスクコミュニケーション	2	
	危機管理学	2	
	メンタルヘルスケア	2	
	防災危機管理実習	1	
	行政・企業のリスクマネジメント	2	
	事業継続計画 (BCP) の策定と実践	2	
	行政・企業防災・危機管理実務演習	1	
	交通工学特論	2	
	都市・地域計画論	2	
	プロジェクトマネジメント	2	
	都市交通システム計画	2	
	都市情報学特論	2	

	建築計画学演習	2	
	建築系インターン	5	
	流域水管理工学	2	
	ミチゲーション工学	2	
	環境生態学特論	2	
	グリーンインフラ論	2	
機械科学コース、先端融合情報学プログラム機械科学領域	生産システム論	2	
	応用流体力学特論	2	
	材料強度学特論	2	
	燃焼工学	2	
	生産加工学	2	
	バイオメカニカルデザイン	2	
	バイオマテリアル	2	
	機械材料物性特論	2	
	流体エネルギー変換工学	2	
	材料工学	2	
	エネルギー環境工学	2	
	熱力学特論	2	
	ロボット工学特論	2	
	デジタル制御論	2	
	分子エネルギー遷移論	2	
	非破壊計測学	2	
	アクチュエータ理論	2	
応用化学システムコース、先端融合情報学プログラム応用化学システム領域	有機材料特論	2	
	有機化学特論	2	
	高分子化学特論	2	
	物理化学特論	2	
	量子化学特論	2	
	分析・環境化学特論	2	
	物性化学特論	2	
	化学反応工学特論	2	
	分離工学特論	2	
	材料科学特論	2	

	化学環境工学特論 ※	2	
	科学技術コミュニケーション ※	2	
	物質合成化学特論 ※	1	
	物質機能化学特論 ※	1	
	化学プロセス工学特論 ※	1	
電気電子システムコース、先端融合情報学プログラム電気電子システム領域	高圧工学特論	2	
	光デバイス特論	2	
	ナノエレクトロニクス特論	2	
	回路工学特論	2	
	電子回路特論	2	
	電気機器応用システム特論	2	
	電力システム特論	2	
	制御応用工学特論	2	
	電子デバイス特論	2	
	デバイスプロセス特論	2	
	集積回路特論	2	
	プラズマ応用工学特論	2	
	光材料科学特論	2	
	半導体工学特論	2	
	生体工学特論	2	
	フォトニックデバイス作製演習	2	
知能情報システムコース、先端融合情報学プログラム知能情報システム領域	自律知能システム	2	
	複雑系システム工学特論	2	
	情報ネットワーク	2	
	情報セキュリティシステム論	2	
	画像応用工学	2	
	ヒューマンセンシング	2	
	自然言語理解	2	
	言語モデル論	2	
	機械翻訳特論	2	
	マルチメディア工学	2	
光システムコース、先端融合情報学プログラム光システム	光物性工学	2	
	フォトニックデバイス	2	

	ム領域	ナノ光計測工学	2	
		ナノ材料工学	2	
		光結晶設計工学 ※	2	
		光機能材料・光デバイス論 1	1	
		光機能材料・光デバイス論 2	1	
		ディスプレイ論	2	
		多元画像処理	2	
		光通信システム工学特論	2	
		フォトニックネットワーク	2	
		光システム工学論 ※	1	
教育ク ラスト 一科目	理工学専攻	計算数理特論	2	
		応用代数特論	2	
		数理解析方法論	2	
		偏微分方程式特論	2	
		代数学特論	2	
		応用解析学特論	2	
		数学解析特論	2	
		課題解決型インターンシップ(M)	4	
		アプリケーション実装実習	2	
	先端融合情報学プログラム	デザイン思考演習	1	
		PBL-STEAM実験	3	
学位論文指導科目		理工学特別実習	4	
		数理科学特別輪講	4	
		数理科学特別研究	4	
		自然科学特別輪講	4	
		自然科学特別研究	4	
		社会基盤デザイン特別輪講	4	
		社会基盤デザイン特別研究	4	
		機械科学特別輪講	4	
		機械科学特別研究	4	
		応用化学システム特別輪講	4	
		応用化学システム特別研究	4	
		電気電子システム特別輪講	4	

	電気電子システム特別研究	4		
	知能情報システム特別輪講	4		
	知能情報システム特別研究	4		
	光システム特別輪講	4		
	光システム特別研究	4		

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、所属基盤コース・プログラム専門科目のみの授業科目を示す。

生物資源学専攻

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数		
			必修	選択	自由
研究科	研究科基盤教育科目	データサイエンス	2		
共通科目	グローバル教育科目群	国際協力論		1	
		グローバル社会文化論		1	
グローバルコミュニケーションA			1		
グローバルコミュニケーションB			1		
グローバルコミュニケーションC			1		
目	イノベーション教育科目群	科学技術論A		1	
		科学技術論B		1	
		科学技術論C		1	
		科学技術論D		1	
		科学技術論E		1	
		ビジネスモデル特論		1	
		地域企業エクスターンシップ		1	
		実践型地域インターンシップ		1	
専攻共通科目		生物資源学研究	4		
所属基盤コース専門科目	応用生命科学コース	創薬学特論		2	
		細胞工学特論		2	
		生物化学工学特論		2	
		生体熱力学特論		2	
		生物物理化学特論		2	
		先端生命科学特論		2	
		環境生物学特論		2	

	再生医学特論		2	
	微生物工学特論		2	
	ケミカルバイオロジー特論		2	
	細胞情報学特論		2	
	微生物検査学特論		2	
	応用生命科学特別実習 ※	1		
	応用生命科学特別講義 ※	1		
食料生物科学コース	食安全学特論		2	
	酵素化学特論		2	
	応用微生物学特論		2	
	生体機能学特論		2	
	機能性食品学特論		2	
	栄養化学特論		2	
	食品評価特論		2	
	分子代謝学特論		2	
	蛋白質機能学特論		2	
	資源利用学特論		2	
	食品科学特論		2	
	食料生物科学特別実習 ※	1		
	食料生物科学特別講義 ※	1		
生物生産科学コース	植物細胞工学特論		2	
	動物生殖工学特論		2	
	フィールド水圏生物学特論		2	
	畜産物利用学特論		2	
	植物保護学特論		2	
	森林代謝科学特論		2	
	分子発生生物学特論		2	
	生産システム制御工学特論		2	
	分子生態学特論		2	
	植物分子生物学特論		2	
	水産植物学特論		2	
	農業市場学特論		2	
	森林生物学特論		2	

	発生生物学※		2	
	農業経済学特論		2	
	生物生産科学特別実習 ※	1		
	生物生産科学特別講義 ※	1		
学位論文指導科目	応用生命科学特別演習	4		
	応用生命科学特別研究	4		
	食料生物科学特別演習	4		
	食料生物科学特別研究	4		
	生物生産科学特別演習	4		
	生物生産科学特別研究	4		

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、所属基盤コース専門科目のみの授業科目を示す。

(2) 博士後期課程

創成科学専攻

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数		
			必修	選択	自由
研究科	共通選択科目	長期インターンシップ		2	
		企業行政演習		1	
		ビジネスモデル特論		1	
		国際先端技術科学特論A		1	
		国際先端技術科学特論B		1	
		ファシリテーションスキル		1	
研究科	演習科目	創成科学特別演習	2		
共通必修科目	研究指導科目	創成科学特別研究	2		
学位プログラム専門科目	研究指導科目	社会基盤システム特別研究	6		
		化学生命工学系特別研究	6		
		機械科学系特別研究	6		
		電気電子物理科学系特別研究	6		
		知能情報・数理科学系特別研究	6		
		生物資源学系特別研究	6		
		光科学系特別研究	6		

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学学位規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻、生物資源学専攻及び創成科学専攻（以下「各専攻」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 課程修了による学位審査

(学位論文の提出時期及び資格要件)

第2条 規則第6条第1項の規定による博士論文の提出は、在学期間中に行うものとし、提出時期は、博士後期課程修了予定月（学位を授与する日の属する月。以下同じ。）の初日から起算して3か月前から指定の期日までとする。ただし、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第1年次の修了予定月の初日から起算して3か月前まで、学則第12条第2項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第2年次の修了予定月の初日から起算して3か月前まで博士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 規則第6条第4項の規定による修士論文の提出は、在学期間中に行うものとし、博士前期課程修了予定月の初日から起算して3か月前から指定の期日までとする。ただし、学則第11条ただし書の規定による優れた成績を上げたと認められる者については、博士前期課程第1年次の修了予定月の初日から起算して3か月前まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

3 前2項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに学位論文指導科目を除く所定の単位を修得していなければならない。

第2条の2 前条の規定にかかわらず、学則第9条の5の規定に基づく外国の大学との国際共同学位プログラムによる学位論文の提出時期及び資格要件については、別に定める。

(学位論文提出の手続)

第3条 博士論文の審査を受けようとする者は、あらかじめ創成科学専攻教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を創成科学専攻長に提出するものとする。ただし、第3号から第7号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式1） 1部
- (2) 誓約書（様式4） 1部
- (3) 履歴書（様式6） 1部
- (4) 論文目録（様式7） 1部
- (5) 博士論文 1部
- (6) 論文内容要旨（様式8） 1部
- (7) 参考論文（公刊予定のものは、受理証明書を添えた投稿原稿の写し） 各1部
- (8) 共著者の承諾書（様式9） 共著者各1部

2 修士論文の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻又は生物資源学専攻のうち所属する専攻の長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までの書類については、別に審査用として写しを必要部数添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式2） 1部
- (2) 履歴書（様式6） 1部
- (3) 論文目録（様式7） 1部
- (4) 修士論文 1部

(5) 論文内容要旨(様式8) 1部
(審査委員会)

第4条 学位論文が受理されたときは、各専攻教授会は、申請者ごとに審査委員会を組織し、論文審査及び最終試験の実施を付託する。

(論文審査等の実施)

第5条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行い、その結果を文書をもって各専攻長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨(様式10)及び最終試験報告書(様式11)とする。
(課程修了の議決)

第6条 各専攻教授会は、審査委員会による論文審査及び最終試験の報告に基づき審議の上、投票により課程修了の可否を議決する。

2 各専攻長は、前項の議決結果を研究科長に報告する。
(学位授与の時期)

第7条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、原則として3月の定められた日とする。ただし、3月以外の月に合格した者については、合格した日とする。

第3章 学位論文提出による学位審査

(論文提出による学位請求の時期及び資格要件)

第8条 規則第6条第2項の規定による博士論文の提出時期は、毎年4月又は10月の指定の期日までとする。

2 前項の規定により博士論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 徳島大学大学院創成科学研究科博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了後、原則として4年以上経た者
- (3) 大学又は旧制の専門学校を卒業後、原則として7年以上経た者
- (4) 短期大学又は工業高等専門学校を卒業後、原則として9年以上経た者
- (5) 前各号のほか、創成科学専攻教授会において、学位請求の資格を有すると認めたる者
(論文提出による学位請求の提出手続)

第9条 論文提出による学位を請求しようとする者は、あらかじめ創成科学専攻教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を創成科学専攻長に提出するものとする。ただし、第4号から第8号までの書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとする。

- (1) 学位申請書(様式3) 1部
- (2) 誓約書(様式4) 1部
- (3) 学位申請調書(様式5) 1部
- (4) 履歴書(様式6) 1部
- (5) 論文目録(様式7) 1部
- (6) 博士論文 1部
- (7) 論文内容要旨(様式8) 1部
- (8) 参考論文 各1部
- (9) 共著者の承諾書(様式9) 共著者各1部
- (10) 最終学歴の卒業(修了)証明書 1部
- (11) 写真(手札型、脱帽、上半身、最近6ヶ月以内に撮影したもの) 1枚
- (12) 学位論文審査手数料

(論文審査委員会)

第10条 学位論文が受理されたときは、創成科学専攻教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を組織し、論文審査、最終試験及び学力の確認の実施を付託する。

(論文提出による論文審査の実施)

第11条 論文審査委員会は、論文審査、最終試験及び学力の確認を行い、その結果を文書をもって創成科学専攻長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式10）及び最終試験報告書（様式12）とする。
（論文審査等の議決）

第12条 創成科学専攻教授会は、論文審査委員会による論文審査、最終試験及び学力の確認の結果の報告に基づき審議の上、投票により学位授与の可否を議決する。

2 創成科学専攻長は、前項の議決結果を研究科長に報告する。
（学位授与の時期）

第13条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、合格した日とする。

第4章 雑則

（実施細目）

第14条 この細則に定めるもののほか、学位審査について必要な細目は、その都度各専攻教授会が定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日改正）

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に本研究科に入学した者については、この細則による改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月16日改正）

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年2月21日改正）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月20日改正）

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

様式 1

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、博士の学位論文の審査
及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名

印)

様式2

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

署名.....

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、修士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 印)

様式3

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第2項の規定に基づき、博士の学位を請求したいので、学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(紹介教員氏名 印)

様式 4

誓 約 書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

申請者氏名 (署名)

学位論文題目

私は、博士の学位申請にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データ及び調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び論文の二重投稿等研究不正をしていないことを誓約します。

指導教員 確認

剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。

所属・職名

指導教員 (署名)

※ 徳島大学学位規則第6条第2項の規定に基づく論文審査申請においては、指導教員を紹介教員と読み替えるものとする。

様式5

学 位 申 請 調 書

1 申請者氏名

2 博士論文題目

3 博士論文指導者 所属職名

氏 名

4 博士論文作成（研究）場所及び当時の身分

5 現在の勤務先及び職名

6 紹介教員（大学院創成科学研究科創成科学専攻研究指導教員）氏名

7 通信連絡先

様式6

履 歴 書

報告番号	甲 注○ 乙 注○ 第 号 注○ 修			
(ふりがな) 氏 名		生年 月日	(和暦) 年 月 日	男 女
本 籍 (都道府県名)				
現 住 所				
学 歴				
研究歴				
職 歴				
賞 罰				

上記のとおり相違ありません。

(和暦) 年 月 日

署名.....

備考 注は、徳島大学学位規則第13条第3項に定める学位記の様式（別表第2、別表第3及び別表第4）の注に示す頭文字を記入する。

様式7

論 文 目 録

報告番号	甲 注○ 乙 注○ 第 号 注○ 修	氏 名	
学位論文題目			
論文の目次			
参考論文			
主論文			
副論文			

備考

- 1 論文題目は、用語が外国語のときは日本語訳を付けて、外国語、日本語の順に列記すること。
- 2 参考論文は、論文題目、著者名、公刊の方法及び時期を順に明記すること。
- 3 参考論文は、博士論文の場合に記載すること。
- 4 注は、徳島大学学位規則第13条第3項に定める学位記の様式（別表第2、別表第3及び別表第4）の注に示す頭文字を記入する。

様式 8

論 文 内 容 要 旨

報告番号	甲 注○ 乙 注○ 第 号 注○ 修	氏 名	
学位論文題目			
内容要旨			

備考 注は、徳島大学学位規則第 13 条第 3 項に定める学位記の様式（別表第 2、別表第 3 及び別表第 4）の注に示す頭文字を記入する。

様式9

共 著 者 の 承 諾 書

(和暦) 年 月 日

徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻長 殿

共著者署名 印

所属職名

博士論文題目「 」

共著論文

年 月発行 ○○雑誌第○巻○号○○～○○ページに発表済

上記共著論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文

の参考論文（主論文）として使用することに異議ありません。

なお、将来においても博士論文として他に使用しません。

また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表

することに

- 同意します。
 同意しません。
(どちらかにチェックを入れてください)

(注)

- 1 学位規則により、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められています。
- 2 上記1の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。
- 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。

様式10

論文審査の結果の要旨

報告番号	甲 注○ 乙 注○ 号 注○ 修	第 氏 名	
審査委員	主査 副査 副査		
学位論文題目			
審査結果の要旨			

備考 注は、徳島大学学位規則第13条第3項に定める学位記の様式（別表第2、別表第3及び別表第4）の注に示す頭文字を記入する。

最 終 試 験 報 告 書

報告番号	甲 注○ 第 号 注○ 修	氏 名			
実 施 年 月 日		(和暦)	年 月 日		
試 験 方 法		口 頭			
試験の結果の要旨					
決 定 (該当を○で囲む) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">合 否</td> </tr> </table>					合 否
	合 否				
主 査 氏名		印			
副 査 氏名		印			
副 査 氏名		印			

備考 注は、徳島大学学位規則第13条第3項に定める学位記の様式（別表第2、別表第3及び別表第4）の注に示す頭文字を記入する。

様式12

最 終 試 験 報 告 書

報告番号	乙 注○第	号	氏 名	
実 施 年 月 日		(和暦) 年 月 日		
試 問 方 法 専 門 科 目 外 国 語 (英語)		口 頭 筆 答		
試験及び学力の確認の結果の要旨				
決 定 (該当を○で囲む) 合 否				
主 査 氏名		印		
副 査 氏名		印		
副 査 氏名		印		

備考 注は、徳島大学学位規則第13条第3項に定める学位記の様式（別表第2、別表第3及び別表第4）の注に示す頭文字を記入する。

徳島大学大学院創成科学研究科博士前期課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項

令和2年4月1日

大学院創成科学研究科長制定

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条ただし書の規定に基づく、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）博士前期課程における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(認定申請の時期)

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院創成科学研究科学位規則実施細則第2条第2項及び同条第2項ただし書に定める修士論文の提出時期の3か月前までとする。

(認定の基準)

第3条 期間短縮修了の認定は、地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻及び生物資源学専攻（以下「各専攻」という。）において、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に行うことができる。

- (1) 各専攻の修了に必要な単位数を取得できること。
- (2) 各専攻が定める要件を満たしていること。
- (3) 各専攻の学生が期間短縮修了を希望していること。

(認定の手続)

第4条 期間短縮修了を希望する者は、各専攻がそれぞれ別に定める方法により、各専攻で定める長に願出するものとする。

- 2 各専攻で定める長は、前項の願出を受け、申請者が前条に定める基準を満たしている場合は、申請者の期間短縮修了を当該専攻長に推薦するものとする。
- 3 各専攻長は、前項の推薦を受けた場合は、その旨を研究科長に報告する。

(審査結果の決定)

第5条 各専攻長は、前条の申請を受理したときは、学則第11条ただし書に規定する優れた研究業績を上げた者の認定審査を各専攻で定める委員会（以下「各専攻委員会」という。）に付託する。

- 2 各専攻委員会は、付託された前項の申請について審議し、認定の可否について各専攻長に報告する。
- 3 各専攻長は、前項の報告に基づき認定の可否を決定し、その旨を研究科長に報告する。
- 4 各専攻長は、前項の認定を可決された者に対し、修士論文審査の申請を許可する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、各専攻における期間短縮修了希望者の認定審査に関し必要な事項は、各専攻長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

令和2年4月1日

大学院創成科学研究科長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条の4第2項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者で、かつ、所属長の承諾を得た者
 - (2) 研究科長の許可を得て、研究科創成科学専攻、地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻及び生物資源学専攻（以下「各専攻」という。）が別に定める者
- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間が1年を超える者は、次条に定める申請をすることができない。

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、各専攻が別に定める申請書を次の各号に定める日までに学長に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 新入生は、入学手続き日
- (2) 在学生は、2月末日（10月入学にあつては8月末日）

(審査手続)

第4条 研究科長は、長期履修を希望する者がある場合は、各専攻の長に審査を付託する。

2 各専攻の長は、各専攻で定める委員会において審査し、各専攻教授会の議を経て、研究科長に報告の上、学長に申請するものとする。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修を許可する期間は、大学院学則第5条に規定する在学年限を限度とする。

2 長期履修学生が在学中、長期履修学生として認められた期間の変更を希望する場合は、各専攻で定める申請書により、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(教育課程の編成)

第6条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、研究科長が定めた履修基準を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各専攻の長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻履修細則

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

第1条 この細則は、徳島大学大学院創成科学研究科規則（以下「規則」という。）第5条第3項及び第6条第7項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻（以下「本専攻」という。）における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 規則第5条第3項に規定する教育クラスターは別表（1）のとおりとし、それぞれの教育クラスターに開設する授業科目は別表（2）のとおりとする。

2 本専攻の学生は、規則別表及び前項の別表（2）の授業科目について、次の各号に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

(1) 必修科目の履修については次に掲げるとおりとする。

イ 研究科共通科目から2単位、専攻共通科目から4単位履修する。

ロ 所属するコースが開設する科目について、所属基盤コース専門科目から2単位、学位論文指導科目から、コース指導教員の指導のもとで8単位履修する。

(2) 選択科目の履修については次に掲げるとおりとする。

イ 研究科共通科目のうち、グローバル教育科目群から1単位以上、イノベーション教育科目群から1単位以上を履修する。

ロ 所属するコースが開設する科目について、所属基盤コース専門科目から、以下のハで履修する科目を除き、8単位以上を履修する。

ハ 教育クラスター科目は、別表（1）で所属するコースが指定する教育クラスターから一つ選択の上、選択した教育クラスターに対応する別表（2）の科目から、所属するコース以外の他コース又は他専攻の科目2単位以上を含む6単位以上を履修する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（１）

コース名 教育クラスター	応用生命科学 コース	食料生物科学 コース	生物生産科学 コース
ア) フォトニクス		○	○
イ) 防災・危機管理		○	○
ウ) 地域開発		○	○
エ) 環境・エネルギー	○		
オ) メディカルサイエンス	○		
カ) ロボティクス・人間支援			○
キ) データサイエンス	○	○	
ク) 機能性材料	○		
ケ) 環境共生		○	○
コ) 農工連携	○	○	○
サ) 応用生物資源	○		
シ) 食品科学		○	
ス) 6次産業			○

所属するコースにおいて、○を付した教育クラスターの中から1つを選択する。

別表（2）

教育クラスター	科目区分	授業科目	単位数
フォトニクス	食料生物科学コース	蛋白質機能学特論	2
		応用微生物学特論	2
		食品評価特論	2
		食安全学特論	2
		酵素化学特論	2
	生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2
		動物生殖工学特論	2
		植物保護学特論	2
		分子発生生物学特論	2
		生産システム制御工学特論	2
		植物分子生物学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2
		分子生態学特論	2
	理工学専攻	計算数理特論	2
		応用代数特論	2
		数理解析方法論	2
		偏微分方程式特論	2
		代数学特論	2
		応用解析学特論	2
		数学解析特論	2
		課題解決型インターンシップ（M）	4
		アプリケーション実装実習	2
		量子科学基礎理論	2
		宇宙素粒子科学特論	2
		宇宙線計測学特論	2
		非破壊計測学	2
		物性化学特論	2
		材料科学特論	2
		量子化学特論	2
		光材料科学特論	2
		光デバイス特論	2
		デジタル通信工学特論	2
		フォトニックデバイス作製演習	2
光物性工学		2	
フォトニックデバイス		2	
ナノ光計測工学		2	
ナノ材料工学	2		
光機能材料・光デバイス論1	1		
光機能材料・光デバイス論2	1		

		ディスプレイ論	2
		多元画像処理	2
		光通信システム工学特論	2
		フォトニックネットワーク	2
防災・危機管理	食料生物科学コース	蛋白質機能学特論	2
		応用微生物学特論	2
		食品評価特論	2
		食安全学特論	2
		酵素化学特論	2
	生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2
		動物生殖工学特論	2
		植物保護学特論	2
		分子発生生物学特論	2
		生産システム制御工学特論	2
		植物分子生物学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2
		分子生態学特論	2
	地域創成専攻	地域計画学特論	2
		地域社会特論	2
		公共政策特論	2
		法律学特論	2
		経済学特論	2
		空間情報科学特論	2
		地域構造特論	2
		アート表現特論	2
		芸術工学デザイン特論	2
		映像デザイン特論	2
		空間デザイン特論	2
		健康社会特論	2
応用生理学特論		2	
福祉社会特論		2	
行動科学		2	
健康心理学特論	2		
臨床心理学専攻	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	
理工学専攻	計算数理解論	2	
	応用代数特論	2	
	数理解析方法論	2	
	偏微分方程式特論	2	

		代数学特論	2
		応用解析学特論	2
		数学解析特論	2
		課題解決型インターンシップ (M)	4
		アプリケーション実装実習	2
		環境・防災地質学特論	2
		岩石・鉱物学特論	2
		構造地質学特論	2
		堆積学特論	2
		環境無機化学特論	2
		環境分析化学特論	2
		環境物理化学特論	2
		物質化学特論	2
		鋼構造学特論	2
		耐震工学特論	2
		耐風工学特論	2
		斜面減災工学特論	2
		津波解析特論	2
		地盤力学特論	2
		応用水理学特論	2
		鉄筋コンクリート工学特論	4
		リスクコミュニケーション	2
		危機管理学	2
		メンタルヘルスケア	2
		防災危機管理実習	1
		行政・企業のリスクマネジメント	2
		事業継続計画 (BCP) の策定と実践	2
		行政・企業防災・危機管理実務演習	1
		環境生態学特論	2
地域開発	食料生物科学コース	蛋白質機能学特論	2
		応用微生物学特論	2
		食品評価特論	2
		食安全学特論	2
		酵素化学特論	2
	生物生産科学コース	水産植物学特論	2
		畜産物利用学特論	2
		農業市場学特論	2
		農業経済学特論	2
		森林生物学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2
		森林代謝科学特論	2

地域創成専攻	地域計画学特論	2
	地域社会特論	2
	公共政策特論	2
	法律学特論	2
	経済学特論	2
	空間情報科学特論	2
	地域構造特論	2
	地域産業創生特論	2
	マーケティング特論	2
	アート表現特論	2
	映像デザイン特論	2
	空間デザイン特論	2
	芸術工学デザイン特論	2
	健康社会特論	2
	応用生理学特論	2
	福祉社会特論	2
	行動科学	2
	健康心理学特論	2
	グローバル社会特論	2
	グローバル文化特論	2
	国際関係特論	2
	国際経済特論	2
	地域文化特論	2
地域言語特論	2	
日本歴史文化特論	2	
理工学専攻	計算数理特論	2
	応用代数特論	2
	数理解析方法論	2
	偏微分方程式特論	2
	代数学特論	2
	応用解析学特論	2
	数学解析特論	2
	課題解決型インターンシップ (M)	4
	アプリケーション実装実習	2
	交通工学特論	2
	都市・地域計画論	2
	プロジェクトマネジメント	2
	都市交通システム計画	2
	都市情報学特論	2
	建築計画学演習	2
	建築系インターン	5

		流域水管理工学	2
		ミチゲーション工学	2
		環境生態学特論	2
		グリーンインフラ論	2
環境・エネルギー	応用生命科学コース	生体熱力学特論	2
		生物物理化学特論	2
		細胞情報学特論	2
		環境生物学特論	2
		生物化学工学特論	2
		創薬学特論	2
		細胞工学特論	2
		ケミカルバイオロジー特論	2
	理工学専攻	計算数理特論	2
		応用代数特論	2
		数理解析方法論	2
		偏微分方程式特論	2
		代数学特論	2
		応用解析学特論	2
		数学解析特論	2
		課題解決型インターンシップ (M)	4
		アプリケーション実装実習	2
		流域水管理工学	2
		耐風工学特論	2
		流体エネルギー変換工学	2
		応用流体力学特論	2
		熱力学特論	2
		エネルギー環境工学	2
		分子エネルギー遷移論	2
		燃烧工学	2
		物理化学特論	2
		分析・環境化学特論	2
		化学反応工学特論	2
		プラズマ応用工学特論	2
		高電圧工学特論	2
		電力システム特論	2
		電力工学特論	2
		電磁環境特論	2
メディカルサイエンス	応用生命科学コース	創薬学特論	2
		細胞工学特論	2
		再生医学特論	2
		先端生命科学特論	2

	微生物工学特論	2
	微生物検査学特論	2
地域創成専攻	健康社会特論	2
	応用生理学特論	2
	福祉社会特論	2
	行動科学	2
	健康心理学特論	2
	運動栄養学特論	2
臨床心理学専攻	心の健康教育に関する理論と実践	2
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
理工学専攻	計算数理解論	2
	応用代数特論	2
	数理解析方法論	2
	偏微分方程式特論	2
	代数学特論	2
	応用解析学特論	2
	数学解析特論	2
	課題解決型インターンシップ（M）	4
	アプリケーション実装実習	2
	有機金属化学特論	2
	有機機能性物質化学特論	2
	有機合成化学特論	2
	環境分析化学特論	2
	環境物理化学特論	2
	環境無機化学特論	2
	グリーンケミストリー特論	2
	物質化学特論	2
	発生情報科学特論	2
	構造生物化学特論	2
	生命情報科学特論	2
	適応形質進化学特論	2
	バイオメカニカルデザイン	2
	バイオマテリアル	2
	有機化学特論	2
	有機材料特論	2
	物理化学特論	2
	分析・環境化学特論	2
	生体工学特論	2
	ヒューマンセンシング	2
	多元画像処理	2

ロボティクス・人間支援	生物生産科学コース	水産植物学特論	2
		畜産物利用学特論	2
		農業市場学特論	2
		農業経済学特論	2
		森林生物学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2
		森林代謝科学特論	2
	地域創成専攻	アート表現特論	2
		映像デザイン特論	2
		空間デザイン特論	2
		健康社会特論	2
		応用生理学特論	2
		福祉社会特論	2
		行動科学	2
		健康心理学特論	2
		運動栄養学特論	2
	臨床心理学専攻	認知心理学特論	2
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
	理工学専攻	計算数理特論	2
		応用代数特論	2
		数理解析方法論	2
		偏微分方程式特論	2
		代数学特論	2
		応用解析学特論	2
		数学解析特論	2
		課題解決型インターンシップ (M)	4
		アプリケーション実装実習	2
		離散数学特論	2
		力学系数理特論	2
		代数幾何学特論	2
		組合せ最適化特論	2
		代数構造特論	2
		現象数理解析特論	2
デジタル制御論		2	
ロボット工学特論		2	
アクチュエータ理論		2	
制御応用工学特論		2	
電気機器応用システム特論		2	
制御理論特論	2		
電子デバイス特論	2		
デバイスプロセス特論	2		

		ナノエレクトロニクス特論	2
		回路工学特論	2
		ヒューマンセンシング	2
		機械翻訳特論	2
		自律知能システム	2
		情報ネットワーク	2
		情報セキュリティシステム論	2
		複雑系システム工学特論	2
データサイエンス	応用生命科学コース	生体熱力学特論	2
		生物物理化学特論	2
		細胞情報学特論	2
		環境生物学特論	2
		生物化学工学特論	2
		創薬学特論	2
		細胞工学特論	2
		ケミカルバイオロジー特論	2
	食料生物科学コース	資源利用学特論	2
		機能性食品学特論	2
		栄養化学特論	2
		生体機能学特論	2
		分子代謝学特論	2
		食品科学特論	2
	地域創成専攻	地域計画学特論	2
		地域社会特論	2
		公共政策特論	2
		法律学特論	2
		経済学特論	2
		空間情報科学特論	2
		地域構造特論	2
	理工学専攻	計算数理特論	2
		応用代数特論	2
		数理解析方法論	2
		偏微分方程式特論	2
		代数学特論	2
		応用解析学特論	2
		数学解析特論	2
課題解決型インターンシップ (M)		4	
アプリケーション実装実習		2	
数理大域解析特論		2	
非線形現象解析特論		2	
確率計画法特論		2	

		函数方程式特論	2
		微分幾何学特論	2
		デジタル制御論	2
		電子回路特論	2
		集積回路特論	2
		デジタル通信工学特論	2
		マルチメディア工学	2
		言語モデル論	2
		自然言語理解	2
		画像応用工学	2
		ディスプレイ論	2
		多元画像処理	2
		光通信システム工学特論	2
		フォトニックネットワーク	2
機能性材料	応用生命科学コース	生体熱力学特論	2
		生物物理化学特論	2
		細胞情報学特論	2
		環境生物学特論	2
		生物化学工学特論	2
		創薬学特論	2
		細胞工学特論	2
		ケミカルバイオロジー特論	2
	理工学専攻	計算数理特論	2
		応用代数特論	2
		数理解析方法論	2
		偏微分方程式特論	2
		代数学特論	2
		応用解析学特論	2
		数学解析特論	2
		課題解決型インターンシップ (M)	4
		アプリケーション実装実習	2
		有機合成化学特論	2
		環境物理化学特論	2
		グリーンケミストリー特論	2
		物質化学特論	2
		有機金属化学特論	2
		環境分析化学特論	2
		環境無機化学特論	2
		有機機能性物質化学特論	2
		量子物性物理学	2
		超伝導物質科学	2

		強相関物質科学	2
		固体イオニクス	2
		磁気共鳴科学	2
		物性計測学	2
		極限環境物性学	2
		生産加工学	2
		生産システム論	2
		非破壊計測学	2
		機械材料物性特論	2
		材料強度学特論	2
		材料工学	2
		有機材料特論	2
		高分子化学特論	2
		量子化学特論	2
		分離工学特論	2
		有機化学特論	2
		化学反応工学特論	2
		物性化学特論	2
		材料科学特論	2
		半導体工学特論	2
		ナノエレクトロニクス特論	2
		光デバイス特論	2
		光材料科学特論	2
		デバイスプロセス特論	2
		電子デバイス特論	2
		光物性工学	2
		フォトニックデバイス	2
		ナノ光計測工学	2
		ナノ材料工学	2
		光機能材料・光デバイス論1	1
		光機能材料・光デバイス論2	1
環境共生	食料生物科学コース	蛋白質機能学特論	2
		応用微生物学特論	2
		食品評価特論	2
		食安全学特論	2
		酵素化学特論	2
	生物生産科学コース	水産植物学特論	2
		畜産物利用学特論	2
		農業市場学特論	2
		農業経済学特論	2
		森林生物学特論	2

		フィールド水圏生物学特論	2
		森林代謝科学特論	2
	地域創成専攻	地域計画学特論	2
		地域社会特論	2
		公共政策特論	2
		法律学特論	2
		経済学特論	2
		空間情報科学特論	2
		地域構造特論	2
		グローバル社会特論	2
		グローバル文化特論	2
		国際関係特論	2
		国際経済特論	2
		地域文化特論	2
		地域言語特論	2
		日本歴史文化特論	2
		応用倫理学特論	2
		言語コミュニケーション特論	2
		英語圏文化特論	2
		英語圏歴史文化特論	2
		ヨーロッパ文化特論	2
		アジア文化特論	2
		日本言語文化特論	2
		日本文化特論	2
	理工学専攻	課題解決型インターンシップ (M)	4
		アプリケーション実装実習	2
		有機機能性物質化学特論	2
		環境物理化学特論	2
		グリーンケミストリー特論	2
		環境無機化学特論	2
		環境分析化学特論	2
		物質化学特論	2
		流域水管理工学	2
		ミチゲーション工学	2
		環境生態学特論	2
		グリーンインフラ論	2
農工連携	応用生命科学コース	生体熱力学特論	2
		生物物理化学特論	2
		細胞情報学特論	2
		環境生物学特論	2
		生物化学工学特論	2

	創薬学特論	2
	細胞工学特論	2
	ケミカルバイオロジー特論	2
食料生物科学コース	蛋白質機能学特論	2
	応用微生物学特論	2
	食品評価特論	2
	食安全学特論	2
	酵素化学特論	2
生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2
	動物生殖工学特論	2
	植物保護学特論	2
	分子発生生物学特論	2
	生産システム制御工学特論	2
	植物分子生物学特論	2
	フィールド水圏生物学特論	2
	分子生態学特論	2
	水産植物学特論	2
	畜産物利用学特論	2
	農業市場学特論	2
	農業経済学特論	2
	森林生物学特論	2
	森林代謝科学特論	2
理工学専攻	課題解決型インターンシップ (M)	4
	アプリケーション実装実習	2
	バイオメカニカルデザイン	2
	バイオマテリアル	2
	デジタル制御論	2
	ロボット工学特論	2
	生体工学特論	2
	光デバイス特論	2
	回路工学特論	2
	制御応用工学特論	2
	電気機器応用システム特論	2
	制御理論特論	2
	ヒューマンセンシング	2
	自律知能システム	2
	情報ネットワーク	2
	情報セキュリティシステム論	2
	複雑系システム工学特論	2
	多元画像処理	2
	光物性工学	2

		フォトニックデバイス	2
		ナノ光計測工学	2
		ナノ材料工学	2
		光機能材料・光デバイス論1	1
		光機能材料・光デバイス論2	1
応用生物資源	応用生命科学コース	創薬学特論	2
		細胞工学特論	2
		再生医学特論	2
		先端生命科学特論	2
		微生物工学特論	2
		微生物検査学特論	2
	生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2
		動物生殖工学特論	2
		植物保護学特論	2
		分子発生生物学特論	2
		生産システム制御工学特論	2
		植物分子生物学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2
		分子生態学特論	2
	理工学専攻	課題解決型インターンシップ (M)	4
		アプリケーション実装実習	2
		バイオメカニカルデザイン	2
		バイオマテリアル	2
		生体工学特論	2
ヒューマンセンシング		2	
多元画像処理		2	
食品科学	食料生物科学コース	機能性食品学特論	2
		栄養化学特論	2
		生体機能学特論	2
		分子代謝学特論	2
		資源利用学特論	2
		食品科学特論	2
	生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2
		動物生殖工学特論	2
		植物保護学特論	2
		分子発生生物学特論	2
		生産システム制御工学特論	2
		植物分子生物学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2
		分子生態学特論	2
	理工学専攻	課題解決型インターンシップ (M)	4

		アプリケーション実装実習	2
		非破壊計測学	2
		バイオメカニカルデザイン	2
		バイオマテリアル	2
		光デバイス特論	2
		回路工学特論	2
		生体工学特論	2
		自律知能システム	2
		情報ネットワーク	2
		情報セキュリティシステム論	2
		複雑系システム工学特論	2
		ヒューマンセンシング	2
		光物性工学	2
		フォトニックデバイス	2
		ナノ光計測工学	2
		ナノ材料工学	2
		光機能材料・光デバイス論1	1
		光機能材料・光デバイス論2	1
		多元画像処理	2
6次産業	食料生物科学コース	蛋白質機能学特論	2
		応用微生物学特論	2
		食品評価特論	2
		食安全学特論	2
		酵素化学特論	2
	生物生産科学コース	水産植物学特論	2
		畜産物利用学特論	2
		農業市場学特論	2
		農業経済学特論	2
		森林生物学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2
		森林代謝科学特論	2
	地域創成専攻	地域計画学特論	2
		地域社会特論	2
		公共政策特論	2
		法律学特論	2
		経済学特論	2
		空間情報科学特論	2
		地域構造特論	2
地域産業創生特論		2	
マーケティング特論		2	
グローバル社会特論	2		

	グローバル文化特論	2
	国際関係特論	2
	国際経済特論	2
理工学専攻	課題解決型インターンシップ (M)	4
	アプリケーション実装実習	2
	デジタル制御論	2
	ロボット工学特論	2
	非破壊計測学	2
	制御応用工学特論	2
	電気機器応用システム特論	2
	制御理論特論	2
	回路工学特論	2
	光デバイス特論	2
	自律知能システム	2
	情報ネットワーク	2
	情報セキュリティシステム論	2
	複雑系システム工学特論	2
	光物性工学	2
	フォトニックデバイス	2
	ナノ光計測工学	2
	ナノ材料工学	2
	光機能材料・光デバイス論1	1
	光機能材料・光デバイス論2	1

徳島大学生物資源産業学部及び大学院創成科学研究科生物資源学専攻における
学修成果等の評価に対する異議申立てに関する申合せ

令和7年9月22日
生物資源産業学部教務委員会制定

この申合せは、徳島大学における学修成果等の評価に対する異議申立て対応ガイドライン（令和7年2月19日大学教育委員会制定）に基づき、徳島大学生物資源産業学部及び大学院創成科学研究科生物資源学専攻における学修成果等の評価（教養教育科目の成績評価を除く）に対する異議申立ての期限及び手順について定めるものとする。

- 1 学生は、自身の学修成果等の評価に異議がある場合、授業担当教員又は学務係に異議申立てを行うことができる。
- 2 申立てが可能な期限は、原則として成績が公開された学期の末月15日までとする。ただし、当該学期に卒業又は修了予定である学生が申立てを行う場合の期限は、卒業又は修了予定月の前月の末日までとする。なお、申立て期限の最終日が土日等休日の場合は、土日等休日が明けた平日までとする。
- 3 学生から学修成果等の評価に対する異議申立てがあった場合、授業担当教員は、学修成果等の評価の根拠となった資料及び学生の成績簿の再確認を行う。
- 4 3により解決しない場合、学生は、学修成果等の評価に対する異議申立書（以下「申立書」という。）（別紙様式1）を学務係に提出する。学務係は、当該学生が所属するコースの教務委員（以下「教務委員」という。）に解決を委ねる。教務委員は、必要に応じて授業担当教員と学生の双方から事情を聴取した上で対応方針を決定し、異議申立てに対する回答書（以下「回答書」という。）（別紙様式2-1）の作成を行う。ただし、次の各号に該当する場合は、教務委員長がこれを行うものとする。
 - (1) 異議申立てに係る授業科目の担当教員が教務委員である場合
 - (2) 異議申立てに係る授業科目の担当教員が他学部の教員又は非常勤講師である場合
 - (3) 異議申立てに係る授業科目がオムニバス科目である場合
 - (4) 異議申立てを行った学生が学部1年次である場合
- 5 4により解決しない場合、申立書に基づき教務委員会において学修成果等の評価の公正性を検証し、教務委員長が回答書（別紙様式2-2）の作成を行う。
- 6 5により解決しない場合又は申立てへの対応について問題等が生じた場合は、教務委員長から学部長又は専攻長へ経緯を説明した上で、対応を協議するものとする。
- 7 3～6により成績の訂正等の措置が必要となった場合、授業担当教員は成績記入用紙（追加・訂正）（別紙様式3）に理由及び訂正事項を記録し、学務係に提出する。学務係は、授業担当教員からの連絡に基づいて、成績データを照合し、成績の訂正等を行う。

8 この申合せにより作成された申立書及び回答書については、学務係において5年保存することとする。

9 この申合せに定めのない事項については、教務委員会が別に定める。

附 則

1 この申合せは、令和7年9月22日から実施する。

2 次に掲げる申合せは、廃止する。

(1) 専門教育科目の成績評価等に疑義がある場合の申立てに関する申合せ

(2) 徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻における成績評価等に疑義がある場合の申立てに関する申合せ

(別紙様式1)

(和暦) 年 月 日

学修成果等の評価に対する異議申立書

生物資源産業学部教務委員会委員 殿

生物資源産業学部生物資源産業学科_____年次

創成科学研究科生物資源学専攻_____年次

学生番号_____

(署名)

氏名_____

(連絡先_____)

私は、私の学修成果等の評価に関して、以下のとおり異議申立てを行います。

1. 異議申立科目

開講期	曜日	時間割コード	科目名	担当教員

2. 異議申立てをする理由 (該当番号を○で囲み、異議申立ての内容を具体的かつ詳細に記入すること)

- 1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りと思われるため
- 2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価等の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるため
- 3) その他理由 ()

(具体的内容)

--

(別紙様式2-1)

(和暦) 年 月 日

異議申立てに対する回答書

学生番号 _____

殿

生物資源産業学部教務委員会委員

○ ○ ○ ○

年 月 日付けの貴殿からの異議申立てについて、以下のとおり決定しましたので、回答します。

1. 異議申立科目

開講期	曜日	時間割コード	科目名	担当教員

2. 回答内容

(別紙様式2-2)

(和暦) 年 月 日

異議申立てに対する回答書

学生番号 _____

殿

生物資源産業学部教務委員会委員長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けの貴殿からの異議申立てについて、以下のとおり決定しましたので、回答します。

1. 異議申立科目

開講期	曜日	時間割コード	科目名	担当教員

2. 回答内容

生物資源産業学部教務委員会 年 月 日 審議済

生物資源産業学部・創成科学研究科生物資源学専攻
成績記入用紙 (追加・訂正)

授 業 科 目	
単位・曜日・講時	単位 曜日 講時 ・ 集中 ・ 再試
教 員 名	印
訂正前成績評価日	(和暦) 年 月 日

[生物資源産業学科 ・ コース]
 [生物資源学専攻 ・ コース]

学 生 番 号	学年 クラス	氏 名	成 績		理由(訂正の場合のみ)
			訂正前	訂正後	

- ・成績は100点満点で記入してください。
- ・合格 (60点以上) の場合は, 点数を成績の欄に記入してください。
- ・不合格 (60点未満) の場合は, 点数を記入せず, 次の略字を成績の欄に記入してください。
 - F … 不合格者 (再試験可)
 - G … 不合格者 (再受講を要する者)
 - I … 欠席 (2/3以上の授業出席がない場合の不合格。教員により基準が異なる場合があります。)
 - K … 特別な場合の履修登録取消 (教員が履修の取消を特別に認めた場合)

コース長	教務委員

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻

学位論文審査基準

修士の学位論文は、以下の項目について論文審査及び最終試験を行うことによって評価し、その結果を総合的に判断して合否を決定するものとする。

①専門的知識の習熟度

生物資源学専攻における修士としての十分な基礎的及び専門的知識を修得しているか。

②研究目的の妥当性

提出された修士論文において、生物資源学専攻における研究の背景、位置づけ、目的が的確に述べられており、修士論文として妥当な内容になっているか。

③研究計画・考察の妥当性

設定した研究テーマに対して、適切な研究計画、調査又は実験方法が立案されており、且つ得られた結果に対して妥当な分析と考察がなされているか。

④論文の一貫性

論文の記述（本文、図、表、参考文献など）が必要且つ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。

⑤新規性・独創性・有用性価値

生物資源学専攻の理論的見地又は実証的見地から見て、修士論文としての新規性・独創性・有用性価値を有するものとなっているか。

⑥外国語能力

研究を遂行する上で必要となる文献読解等に関する外国語能力が十分なレベルに到達しているか。

⑦社会・学会等への貢献

研究成果の社会への貢献、生物資源学専攻の発展に貢献できる学術的な価値が含まれているか。

⑧総合力

生物資源学専攻における高度な知識と技術を有し、学際的及び独創的な考えで問題・課題解決に取り組み、地域・国際社会に貢献できる研究者及び専門職業人として認められるか。

令和4年4月1日改正

修士論文審査委員に関する申合せ

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

審査委員（主査1人，副査2人以上）になることができる者は以下のとおりとする。

1. 主査は論文指導を行った研究指導教員とする。
2. 主査は2人以上の副査を推薦するものとする。推薦にあたっては，事前に副査となる教員に了承を得るものとする。
3. 副査は，本学大学院創成科学研究科生物資源学専攻（以下「本専攻」という。）の担当教員とする。ただし，必要があるときは，副査のうち1人を本専攻以外の本学大学院研究科の担当教員とすることができる。

附 則

この申合せは，令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは，令和4年10月13日から実施する。

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する申合せ

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

(目的)

第1 この申合せは、徳島大学大学院創成科学研究科博士前期課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項（以下「要項」という。）第6条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻（以下「専攻」という。）における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(認定の基準)

第2 要項第3条第1項第2号に規定する要件は、別紙のとおりとする。

(認定の手続)

第3 期間短縮修了を希望する者は期間短縮修了希望願書（様式1）により、所属するコース長に願い出るものとする。

2 コース長は、前項の提出を受け、申請者が前条に定める基準を満たしている場合は、期間短縮修了者推薦書（様式2）により徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻長（以下「専攻長」という）に推薦するものとする。

(審査結果の決定)

第4 専攻長は、前条の申請を受理したときは、認定審査を教務委員会に付託する。

第5 この申合せの改廃は、教務委員会及び専攻教授会の議を経なければならない。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和7年4月1日から実施する。

様式 1

(和暦) 年 月 日

期間短縮修了希望願書

生物資源学専攻長 殿

学生番号

所 属

氏 名

コース

私は徳島大学大学院学則第 1 1 条ただし書による修了を希望します。

期間短縮修了推薦書

生物資源学専攻長 殿

コース長 所 属
氏 名 ⑩

指導教員 所 属
氏 名 ⑩

下記の者は、徳島大学大学院創成科学研究科博士前期課程において優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項第 3 条に規定する認定基準を満たしていると認め、同要項第 4 条 2 項の規定に基づき推薦します。

記

入学時期	所属	氏名
(和暦) 年 月	コース 年次	
推薦理由		

別紙

優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要件

要件

生物資源学専攻において業績が優れており、かつ、権威ある学術誌に筆頭著者として投稿し、査読の結果受理された論文が在学中に1編以上ある者については、コース会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条ただし書の規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻における長期にわたる教育課程の履修に関する申合せ

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

(目的)

第1 この申合せは、徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻（以下「専攻」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2 規則第2条第1項第1号の規定による職業を有する者とは、申請時において正規職員として勤務している者又は勤務する予定の者とする。

第3 規則第2条第1項第2号の規定による各専攻が別に定める者とは、その他専攻長が特に必要と認めた者とする。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定により長期履修を希望する者は、長期履修申請書（様式1）を教務委員会に提出するものとする。

(審査手続)

第5 規則第4条の規定による審査は、所属コースの教務委員及び指導教員が申請書類及び面接により審査し、審査結果を教務委員会にて審議するものとする。

ただし、所属コースの教務委員及び指導教員が同一の場合は、所属コースの教務委員のみで審査を行うこととする。

(長期履修期間の変更)

第6 長期履修学生が規則第5条第2項に規定する期間の変更を希望する場合、長期履修期間変更申請書（様式2）を原則として変更後の修了予定日の6か月前までに教務委員会へ提出するものとする。審査手続については、前項の規定を準用する。なお、期間の変更は短縮のみとし、延長については認めないものとする。

(長期履修期間中に休学する場合の取扱い)

第7 長期履修学生が長期履修期間中にやむを得ず休学することに伴い、計画した履修期間の変更を希望する場合は、原則として休学開始までに長期履修期間変更申請書（様式2）を学務係へ提出するものとする。審査手続については、第5の規定を準用するが、教務委員会での審議は行わないこととする。なお、休学に伴う長期履修期間変更にあつては、第6の規定にかかわらず、期間の短縮又は延長を認めることができるものとする。

第8 休学に伴い長期履修期間を変更した者が復学する際、休学前に計画した長期履修期間を見直した上で変更を希望する場合は、原則として復学の日までに長期履修期間変更申請書（様式2）を学務係へ提出するものとする。審査手続については、第7の規定を準用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

様式 1

長期履修申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

創成科学研究科生物資源学専攻

コース

学生番号

署名

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を希望したいので申請します。

令和 年 月 入学	令和 年 月 修了予定	修業予定年数 年 ヶ月
申請理由		
履修計画		

※勤務先の所属長の承諾書（任意）を添付すること。

指導教員署名	
--------	--

様式2

長期履修期間変更申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

創成科学研究科生物資源学専攻

コース

学生番号

署名

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修の期間を変更したいので申請します。

令和 年 月入学	令和 年 月修了予定	修業予定年数 年 ヶ月
変更理由		
履修計画		

許可済みの長期履修期間

令和 年 月入学	令和 年 月修了予定	修業予定年数 年 ヶ月

指導教員署名	
--------	--

○自然災害等による授業の休講措置等に関する申合せ

平成11年5月21日

大学教育委員会制定

自然災害の発生等による徳島大学における授業の休講措置等は、次のとおりとする。

- 1 徳島市に「暴風警報」、「大雨警報」、「大雪警報」、「洪水警報」が発表された場合、当日の授業の休講に係る基準及び措置については、次の表のとおりとする。

基準	措置
午前7時に発表中の場合	午前の授業を休講とする。
午前7時を過ぎ午前11時に至るまでの間に発表された場合	次の時限以降の午前の授業を休講とする。
午前11時に発表中の場合	午後の授業（夜間の授業を除く。）を休講とする。
午前11時を過ぎ午後4時に至るまでの間に発表された場合	次の時限以降の午後の授業（夜間の授業を除く。）を休講とする。
午後4時に発表中の場合	夜間の授業を休講とする。
午後4時を過ぎて発表された場合	次の時限以降の授業を休講とする。

- 2 徳島市に特別警報（波浪特別警報を除く。以下同じ。）が発表された場合、当日の授業は休講とする。なお、授業開始後に特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 3 徳島市に震度5強以上の地震が発生又は大津波警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、徳島大学災害対策規則第18条に規定する「徳島大学災害対策マニュアル」に従い、3日間の休講とし、必要に応じて、休講を延長することができる。
- 5 前4項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長（教養教育にあつては教養教育院長）、大学院にあつては各研究科長（以下「各学部長等」という。）が措置を決定する。
- 6 第1項から第5項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 7 第1項から第5項までの措置が適用されず、授業が休講とならなかった場合でも、居住地や通学経路等に気象警報や避難指示等が発表又は発令される等、安全確保の観点から授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等によりやむをえず欠席した場合は、授業担当教員は、当該学生に不利益が生じないように取り扱うものとする。
- 8 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置等に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

附 則

この申合せは、平成11年5月21日から実施する。

附 則（平成16年9月21日改正）

この申合せは、平成16年9月21日から実施する。

附 則（平成17年3月26日改正）

この申合せは、平成17年3月26日から実施する。

附 則（平成22年5月27日改正）

この申合せは、平成22年5月27日から実施する。

附 則（平成25年9月18日改正）

この申合せは、平成25年9月18日から実施する。

附 則（平成27年3月20日改正）

この申合せは、平成27年3月20日から実施する。

附 則（平成28年2月17日改正）

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月25日改正）

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月16日改正）

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年12月20日改正）

この申合せは、令和5年12月20日から実施する。

附 則（令和7年12月17日改正）

この申合せは、令和7年12月17日から実施する。

徳島大学休学許可の基準に関する申合せ

平成25年7月17日
大学教育委員会承認

- 1 この申合せは、学生の休学を制限するものではなく、学生にとってわかりやすい仕組みにすることを目的としている。
そのため、学生への制度の周知に際して、2(1)～(10)の例示以外の理由であっても指導教員等に相談するよう促すなど、適切に周知するものとする。
- 2 徳島大学学則第23条及び徳島大学大学院学則第23条の規定に基づく休学の許可について、次の各号のいずれかに該当し、2月以上就学できない者について休学を許可するものとする。
 - (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
 - (2) 学資の支弁が困難な場合（理由書）
 - (3) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
 - (4) 海外の教育・研究施設において修学する場合（受入先の証明書（写））
 - (5) 自主的な海外留学や長期海外生活体験のための休学（理由書及び指導教員等の意見書）
 - (6) 大学院における研究を継続するために必要な期間の休学（理由書及び指導教員等の意見書）
 - (7) 勤務の都合（理由書）
（夜間主コース及び大学院各研究科の学生のみを対象とする。）
 - (8) 出産又は育児に従事する場合（母子健康手帳の写し等）
 - (9) 家族の看病又は介護をする場合（理由書）
 - (10) 公共的な事業に参加する場合（受入先の証明書（写））
 - (11) 医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第8号に該当する者が、大学院医学研究科の博士課程に入学するとき
 - (12) 薬学部の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第8号に該当する者が、大学院薬学研究科の博士課程に入学するとき。
 - (13) その他、上記以外の理由により休学を希望する学生が、指導教員等と相談の上、教授会においてやむを得ない理由であると認められた場合（理由書及び指導教員等の意見書）
- 3 2(13)に示す「その他の理由」により休学の願い出があったとき、指導教員等はその内容に応じて学生の就学状況や学業成績、目的意識や心構えなどについて聴取して意見書を作成し、休学させても差し支えないと教授会で判断した場合は、必要に応じて指導を行った上で休学を認めることができるものとする。
- 4 入学前の休学手続きによる4月1日又は10月1日からの休学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き認めないものとする。
 - (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
 - (2) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）

(3) 勤務の都合（理由書）

（夜間主コース及び大学院各研究科の学生のみを対象とする。）

(4) 学部又は研究科の教授会が、当該学生の教育上極めて有意義と認めた場合（理由書）

- 5 学生から提出のあった理由書、診断書、各種証明書（写）等については、学長の許可を得る目的にのみ使用し、その取扱いについては細心の注意を払い、適正な管理と保護に努めるものとする。
- 6 休学の許可は、学部の教授会等で審議し、その内容を尊重して学長が決定する。
- 7 2の例示について、追加や削除の必要が生じたときは、大学教育委員会において審議し、決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年7月17日から実施する。
- 2 この申合せの施行日前に許可されている休学は、この申合せに定めるところにより許可されたものとみなす。

附 則

この申合せは、平成25年11月20日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から実施する。

徳島大学生物資源産業学部学友会会則

平成28年4月1日制定
平成29年2月16日改定
令和6年3月18日改定
令和6年9月24日改定
生物資源産業学部学友会制定

(名称)

第1条 本会は、徳島大学生物資源産業学部学友会と称し、事務所を徳島大学生物資源産業学部（以下、「本学部」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生の自治活動を通じて、健全な学風の樹立、学生生活の向上及び将来における社会参加への準備を図るとともに、会員相互の親睦に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、正会員（本学部学生及び生物資源学専攻学生）及び特別会員（本学部教職員、及び本学部教員を指導教員とする創成科学専攻学生）で組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生が自治的に行う行事の企画及び実行（学生交流会）
- (2) 学生のサークルに対する補助
- (3) 螺旋連の活動に対する補助
- (4) 卒業及び修了祝賀会に対する補助
- (5) その他本会が必要と認めた事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計幹事 1名
- (4) 学生委員長 1名
- (5) 学生副委員長 2名
- (6) 監事 1名以上
- (7) 幹事 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、学部長をもって充てる。
- (2) 副会長は、生物資源産業学部学生委員会委員長をもって充てる。
- (3) 会計幹事は、学務係長をもって充てる。

(4) 学生委員長，学生副委員長及び監事は，各コース（1年次については学科）から選出された学友会代議員（以下「代議員」という。）の中から代議員の互選により選出する。

(5) 幹事は，代議員の中から学生委員長が委嘱する。

2 代議員の人数等については，別に定める。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は，次のとおりとする。

(1) 会長は，本会を代表し，会務を総括する。

(2) 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代行する。

(3) 会計幹事は，会費の徴収・管理その他会計に関する事務を行う。

(4) 学生委員長は，正会員の代表として本会の事業を総括する。

(5) 学生副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，副委員長のうち1名がその職務を代行する。

(6) 監事は，会計を監査する。

(7) 幹事は，会務を処理する。

（役員の任期）

第8条 第5条第4号から7号の役員の任期は，1年とし，再任を妨げない。ただし，次期役員が選出されるまでの間は，引き続きその任にあたるものとする。

2 前項の役員に欠員が生じた場合は，これを補充し，その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第9条 本会に代議員で組織する代議員会を置く。

2 学生委員長は，代議員会を召集し，その議長となる。

3 代議員会の議事は，構成員の過半数の賛成によって議決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議決にあたっては，あらかじめ作成された原案に対する委任状を認める。

5 学生委員長は，代議員会を開催した場合は，議決した事項等について会長に報告し，その承認を受けなければならない。

（審議事項）

第10条 代議員会の審議事項は，次のとおりとする。

(1) 第4条に規定する事業の実施計画及び予算決算に関すること。

(2) 第5条第4号から第7号までの役員の選出に関すること。

(3) その他本会の事業等に関すること。

（会費等）

第11条 本会の経費は，会費及び寄附金をもって充てる。

2 正会員の会費は，年額1,500円とする。

3 正会員は，会費を入学時に一括前納するものとする。

4 既納の会費は，原則として返還しない。

(会計経理)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、代議員会の審議を経て会長が決定する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年9月24日から施行する。

生物資源産業学部 学友会 代議員定数表

学部名	学科・コース名	学年	定数	
生物資源産業学部	生物資源産業学科	第1年次	3名	
	応用生命コース	第2年次	1名	
		第3年次	1名	
		第4年次	1名	
	食料科学コース	第2年次	1名	
		第3年次	1名	
		第4年次	1名	
	生物生産システムコース	第2年次	1名	
		第3年次	1名	
		第4年次	1名	
	生物資源学専攻	応用生命科学コース	第1年次	1名
			第2年次	1名
食料生物科学コース		第1年次	1名	
		第2年次	1名	
生物生産科学コース		第1年次	1名	
		第2年次	1名	
	合計		18名	

この代議員定数表は令和6年度から適用する。